

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年第八十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中、「第三十三条の三」を削る。